



栃木県公報

平成25年
2月22日(金)
号外
第9号

目次

規 則

○栃木県立産業技術専門学校規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第四号

栃木県立産業技術専門学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年二月二十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立産業技術専門学校規則の一部を改正する規則

栃木県立産業技術専門学校規則（昭和四十七年栃木県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「に基づき、職業能力開発校及び職業能力開発促進センター（以下「能力開発校等」という。）の管理及び運営」を「の施行」に改める。

第二条を削る。

第二十三条中「能力開発校等」を「職業能力開発校」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條を第二十五条とし、第二十一条を第二十四条とし、第二十條を第二十三条とする。

第十九条第二項第四号中「能力開発校等」を「職業能力開発校」に改め、同条を第二十二條とする。

第十八条第一項中「能力開発校長」を「県央校長」に改め、同条第二項中「能力開発校長」を「県央校長」に、「第八条」を「第十二条」に改め、同条を第二十條とし、同条の次に次の一條を加える。

（職業訓練指導員の資格を有する者）

第二十一条 条例第十三条の規則で定める者は、担当しようとする訓練以外の訓練について職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十八条第一項の都道府県知事の免許を受け、法第三十条第一項の職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法の試験に合格し、又は職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者であつて担当しようとする訓練について次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 法第二十八条第一項に規定する職業訓練に係る教科（以下この条において「教科」という。）に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの
- 二 教科に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有するもの
- 三 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
- 四 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの
- 五 教科に関し、省令第四十六条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者
- 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として知事が別に定めるもの

第十七条中「第七条第一項ただし書」を「第十一条第一項ただし書」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条第三項中「能力開発校長」を「県央校長」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とする。

第十二条中「能力開発校等」を「職業能力開発校」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条中「普通課程」を「普通課程（本科及び高等コースに限る。）」に、「短期課程」を「普通課程（資格取得コースに限る。）及び短期課程」に改め、同条を第十三条とする。

第十条第一項中「短期課程」を「普通課程（資格取得コースに限る。）及び短期課程」に改め、同条を第十

二条とする。

第九条第一項中「職業能力開発校の長（以下「能力開発校長」）を「栃木県立県央産業技術専門校の長（以下「県央校長」）に改め、「普通課程」の下に「（本科及び高等コースに限る。）」を加え、同条第二項中「能力開発校長」を「県央校長」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「能力開発校等」を「職業能力開発校」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「能力開発校等」を「職業能力開発校」に改め、同条を第九条とする。

第六条を第八条とする。

第五条中「第三条第一号」を「第七条第一号」に、「本科」を「本科」に、「学校教育法」を「学校教育法」に、「規定する者」を「規定する者とし、同号の規則で定めるものは職業に必要な資格を取得しようとする者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第七条第二号の規則で定める訓練科は訓練を受けるに当たり一定の技能及びこれに関する知識が必要とされる訓練科であつて知事が定めるものとし、同号の規則で定める者は当該訓練科に係る訓練を受けるに当たり必要とされる技能及びこれに関する知識に応じ知事が定める者とする。

第五条を第七条とする。

第四条第一項第三号中「能力開発校等の長」を「職業能力開発校の長」に改め、同条を第六条とする。

第三条第一項中「普通課程」を「普通課程（本科及び高等コースに限る。）」に、「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「短期課程」を「普通課程（資格取得コースに限る。）及び短期課程」に改め、同条を第二条とし、同条の次に次の三條を加える。

（普通課程の訓練基準）

第三条 条例第五条第二項の規則で定める訓練科は、別表第二の訓練科の欄に掲げるものとし、当該訓練科に係る訓練については、教科、訓練期間、訓練時間及び訓練に必要な設備について同表に定めるところによるものとする。

（総訓練時間を十時間以上とする短期課程の訓練科）

第四条 条例第六条第一項第五号の規則で定める訓練科は、訓練の内容から判断して総訓練時間を十時間以上としても訓練を適切に行うことができる訓練科として知事が定めるものとする。

（短期課程の訓練基準）

第五条 条例第六条第二項の規則で定める訓練科は、訓練の内容から判断して訓練を適切に行うために必要な事項を定める訓練科として知事が定めるものとし、当該訓練科に係る訓練については、当該訓練を適切に行うための教科、訓練時間、訓練に必要な設備等について知事が定めるところによるものとする。

別表中「（第3条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の表を加える。

別表第2（第3条関係）

訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練時間	訓練期間及び総訓練時間	訓練に必要な設備
機械技術科	機械加工に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	1 基礎 (1) 学科 ア 機械工学概論 イ 電気工学概論 ウ NC加工概論 エ 生産工学概論 オ 材料力学 カ 材料 キ 製図 ク 機械工作法 ケ 測定法 コ 安全衛生	290時間	訓練期間2年 総訓練時間2,800時間	1 建物その他の工作物 (1) 教室 (2) 実習場 2 機械 (1) 工作用機械類 (2) 精密加工用工作機械類 (3) 情報処理用機器類 3 その他 (1) 器具及び工具類 (2) 計測器類 (3) 製図器及び製図用

		(2) 実技 ア コンピュータ操作基本実習 イ 製図基本実習 ウ 安全衛生作業法	140時間		具類 (4) 教材類
	汎用工作機械及びNC工作機械による加工並びにCAD/CAMによる設計、製造及び組立に必要な技能及びこれに関する知識	2 専攻 (1) 学科 ア 応用材料力学 イ 切削加工法及び研削加工法 ウ 金型工作法 エ 金属加工法 オ 制御工学 カ 機械設計・製図 キ 機械保全法	440時間		
		(2) 実技 ア 測定実習 イ NC加工実習 ウ 機械工作実習 エ 制御機器組立実習 オ 機械設計・製図実習 カ 機械保全実習	830時間		
制御システム科	メカトロニクス機器の組立て、操作及び保守に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	1 基礎 (1) 学科 ア メカトロニクス工学概論 イ 制御工学概論 ウ 生産工学概論 エ 機械工学 オ 電気工学 カ 電子工学 キ 情報通信工学 ク 材料力学 ケ 応用数学 コ 材料 サ 製図 シ 測定法及び試験法 ス 安全衛生 セ 関係法規	600時間	訓練期間 2年 総訓練時間2,800時間	1 建物その他の工作物 (1) 教室 (2) 実習場 2 機械 (1) 工作用機械類 (2) メカトロニクス機器工作用機械類 (3) 制御用機器類 (4) 情報処理用機器類 3 その他 (1) 器具及び工具類 (2) 計測器類 (3) 製図器及び製図用具類 (4) 教材類
		(2) 実技 ア 測定基本実習 イ 機械操作及び工	300時間		

		作基本実習 ウ コンピュータ操 作基本実習 エ 製図基本実習 オ 電気・電子回路 組立基本実習 カ 安全衛生作業法			
	メカトロニクス機器の組立て、操作及び保守並びに制御プログラムの開発に必要な技能及びこれに関する知識	2 専攻 (1) 学科 ア 機械設計 イ 制御機器ソフトウェア ウ 機械工作法 エ 電気及び電子工作法 オ メカトロニクス機器組立法	250時間		
		(2) 実技 ア 制御プログラム作成実習 イ メカトロニクス機器組立実習 ウ 操作及び保守実習	450時間		
自動車整備科	自動車の整備及び検査に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	1 基礎 (1) 学科 ア 生産工学概論 イ 電気及び電子理論 ウ 材料 エ 自動車の構造及び性能 オ 自動車の力学 カ 製図 キ 燃料及び潤滑油 ク 安全衛生 ケ 関係法規	400時間	訓練期間 2年 総訓練時間2,800時間	1 建物その他の工作物 (1) 教室 (2) 実習場 2 機械 自動車整備用機械類 3 その他 (1) 器具及び工具類 (2) 計測器類 (3) 製図器及び製図用具類 (4) 教材類
		(2) 実技 ア 測定基本実習 イ 機械操作基本実習 ウ 工作基本実習 エ 安全衛生作業法	80時間		
	自動車の整備及び検査に必要な技能及びこれに	2 専攻 (1) 学科 ア 機器の構造及び	230時間		

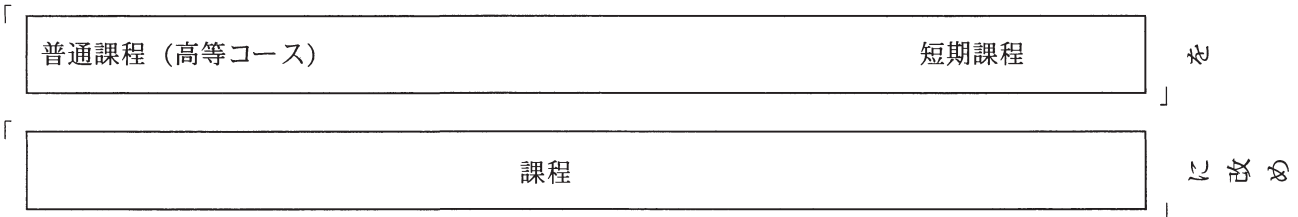
	関する知識	取扱法 イ 自動車整備法 ウ 検査法			
		(2) 実技 ア 自動車整備実習 イ 検査実習 ウ 故障原因探求実習	1,140時間		
建築設備科	中小規模建築物の建築設備の施工に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	1 基礎 (1) 学科 ア 機械工学概論 イ 電気工学概論 ウ 建築設備及び機器概論 エ 環境工学概論 オ 生産工学概論 カ 建築構造 キ 建築製図 ク 溶接法 ケ 安全衛生 コ 仕様及び積算	270時間	訓練期間 2年 総訓練時間2,800時間	1 建物その他の工作物 (1) 教室 (2) 実習場 2 機械 (1) 冷凍空調機器 (2) 整備用機械類 (3) 管工作用機械類 (4) 溶接用機械類 3 その他 (1) 器具及び工具類 (2) 計測器類 (3) 製図器及び製図用具類 (4) 教材類
		(2) 実技 ア 器具及び工具の使用法 イ 溶接及びろう付け基本実習 ウ 配管基本実習 エ 安全衛生作業法	200時間		
	冷凍、冷却及び空気調和設備に係る施工及び調整に必要な技能及びこれに関する知識	2 専攻 (1) 学科 ア 自動制御 イ 冷凍空調設備 ウ 設備製図 エ 冷凍空調法 オ 施工法	200時間		
		(2) 実技 ア 冷媒配管実習 イ 制御配線実習 ウ 設備施工実習 エ 運転及び調整実習 オ 整備実習 カ 検査実習	300時間		
情報	電気・電子機器	1 基礎	230時間	訓練期間	1 建物その他の工作物

ネット ワーク 科	の取扱いに必要な な基礎的な技能 及びこれに関する 知識	(1) 学科 ア 生産工学概論 イ 電気理論 ウ 電子工学 エ 材料 オ 製図 カ 測定法 キ 安全衛生 ク 関係法規		2年 総訓練時 間2,800 時間	(1) 教室 (2) 実習場 2 機械 (1) 通信用実習装置 (2) 通信実習用機械類 3 その他 (1) 器具及び工具類 (2) 計測器類 (3) 製図器及び製図用 具類 (4) 教材類
		(2) 実技 ア 測定基本実習 イ 工作基本実習 ウ コンピュータ操 作基本実習 エ 回路図作成基本 実習 オ 回路組立基本実習 カ 安全衛生作業法	240時間		
		2 専攻 (1) 学科 ア 電気通信概論 イ ネットワーク論 ウ 端末設備技術 エ 伝送交換設備 オ 通信処理	150時間		
	電気通信伝送路 における設備の 接続、施工及び 管理に必要な技 能及びこれに関 する知識	(2) 実技 ア 電子計測実習 イ 端末設備施工実習 ウ 通信工事实習 エ 通信設備施工実習	200時間		
金属加 工科	金属の接合その 他の金属加工に 必要な基礎的な 技能及びこれに 関する知識	1 基礎 (1) 学科 ア 機械工学概論 イ 電気工学概論 ウ 塑性加工概論 エ 生産工学概論 オ 材料力学 カ 金属材料学 キ 製図 ク 溶接法 ケ 測定法 コ 安全衛生	250時間	訓練期間 2年 総訓練時 間2,800 時間	1 建物その他の工作物 (1) 教室 (2) 実習場 2 機械 (1) プレス用機械類 (2) 切断用機械類 (3) 板金用機械類 3 その他 (1) 器具及び工具類 (2) 計測器類 (3) 製図器及び製図用 具類 (4) 教材類
		(2) 実技	280時間		

		<ul style="list-style-type: none"> ア 測定基本実習 イ 機械操作基本実習 ウ 溶接基本実習 エ 熱切断基本実習 オ プレス加工基本実習 カ コンピュータ操作基本実習 キ CAD基本実習 ク 安全衛生作業法 			
	プレス加工機、せん断用機械、曲げ機械及び自動化装置の操作及び調整並びに板金工作及び溶接加工に必要な技能及びこれに関する知識	2 専攻 (1) 学科 <ul style="list-style-type: none"> ア 展開図 イ 板金工作法 ウ プレス加工法 エ 試験法及び検査法 	150時間		
		(2) 実技 <ul style="list-style-type: none"> ア 板金工作実習 イ プレス加工実習 ウ 試験及び検査実習 	200時間		
電気工事科	発電設備、送配電設備及び建築電気設備の取扱いに必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	1 基礎 (1) 学科 <ul style="list-style-type: none"> ア 自動制御概論 イ 生産工学概論 ウ 電気理論 エ 電気材料 オ 電力工学 カ 電気機器 キ 製図 ク 測定法及び試験法 ケ 安全衛生 コ 関係法規 	390時間	訓練期間 2年 総訓練時間2,800時間	1 建物その他の工作物 (1) 教室 (2) 実習場 2 機械 電気工用機械類 3 その他 (1) 器具及び工具類 (2) 計測器類 (3) 製図器及び製図用具類 (4) 教材類
		(2) 実技 <ul style="list-style-type: none"> ア 電気基本実習 イ コンピュータ操作基本実習 ウ 安全衛生作業法 	110時間		
		2 専攻 (1) 学科 <ul style="list-style-type: none"> ア 電気応用 イ 設計図・施工図 ウ 電気工事 	170時間		

		(2) 実技 ア 電気機器制御実習 イ 電気工事実習	170時間		
木造建築科	中小規模建築物の建築、設計製図、施工管理及び建築施工に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	1 基礎 (1) 学科 ア 建築概論 イ 構造力学概論 ウ 建築構造概論 エ 建築計画概論 オ 建築生産概論 カ 建築設備 キ 測量 ク 建築製図 ケ 安全衛生 コ 関係法規	250時間	訓練期間 2年 総訓練時間2,800時間	1 建物その他の工作物 (1) 教室 (2) 実習場 2 機械 (1) 木工用機械類 (2) 測量用機械類 3 その他 (1) 器具及び工具類 (2) 計測器類 (3) 製図器及び製図用具類 (4) 教材類
		(2) 実技 ア 機械操作基本実習 イ 測量基本実習 ウ 安全衛生作業法	150時間		
	木造建築物の建築施工及び施工管理に必要な技能及びこれに関する知識	2 専攻 (1) 学科 ア 木質構造 イ 材料 ウ 規く術 エ 工作法 オ 木造建築施工法 カ 仕様及び積算	150時間		
		(2) 実技 ア 器具及び工具の使用法 イ 工作実習 ウ 木造建築施工実習	300時間		

別記様式第1号中「(第8条関係)」と「(第10条関係)」に添った欄を(261)中



る。

別記様式第11号中「(第12条関係)」と「(第14条関係)」に添った。

別記様式第11号中「(第14条関係)」と「(第16条関係)」に添った欄を(261)中

「訓練科の名称

(職業能力開発促進法施行規則別表第) を
 総訓練時間 時間 」
 「訓練科の名称
 総訓練時間 時間」に改め、同様式(その11)中
 「訓練科の名称
 (職業能力開発促進法施行規則別表第) を
 総訓練時間 時間 」
 「訓練科の名称
 総訓練時間 時間」に改める。
 別記様式第四号中「(第15条関係)」を「(第17条関係)」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 栃木県立産業技術専門学校条例の一部を改正する条例(平成二十四年栃木県条例第六十四号)附則第四項の規定の適用を受ける者が在籍することとなる職業能力開発校は、その者が平成二十五年三月三十一日において在籍する次の表の上欄に掲げる職業能力開発促進センターの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職業能力開発校とし、その者が属することとなる訓練科は、知事が別に定めるものとする。

栃木県立県北産業技術専門学校	栃木県立県北産業技術専門学校
栃木県立県南産業技術専門学校	栃木県立県南産業技術専門学校

(労働政策課)